

国民保護計画事業

1. 国民保護計画策定事業

(1) 国民保護※

※国民保護…

万が一外部から武力攻撃や大規模テロがあったときに、国民の生命、身体および財産を保護し、武力攻撃等に伴う被害を最小に抑えるために、国、府、市等が相互に連携協力し、住民の避難や救援措置等を行うこと。

①平素からの備え

- 市における組織・体制の整備
- 関係機関との連携
- 研修の実施
- 情報収集・提供のための体制の整備
- 市民に対する広報・啓発

②武力攻撃事態等への対処

- 市国民保護対策本部の設置
- 関係機関との連携協力の確保
- 警報及び緊急通報や避難の指示等
- 避難市民等の救援や安否情報の収集・提供

③Em-Net※の運用

※Em-Net…

官邸から緊急にお知らせする情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。

Em-Net で発信される情報	
国民保護法に基づく情報	○ 住民の避難に関する情報 ・ 警報の通知（国民保護法第45条） ・ 避難措置の指示（国民保護法第52条） ○ 避難住民の救援に関する情報 ・ 救援の指示（国民保護法第74条）
平 時	○ 導通試験（月1回） ○ 国との共同訓練での通信・連絡手段として活用
その他	○ 上記にあたらぬ情報提供等（平成24年12月北朝鮮ミサイル発射事案等）

(2) 国民保護に関する訓練

Jアラート※の全国一斉情報伝達訓練 平成27年11月25日（水）11:00

Jアラート機器の自動起動装置の動作確認、点検の実施

※Jアラート…

弾道ミサイル情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星及び地上回線を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。